

平成 27 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会 議事録

日 時 : 平成 27 年 5 月 30 日 (土) 14 時 00 分～15 時 30 分

場 所 : 品川プリンスホテル メインタワー22F「サファイア 22」

出 席 者 : <本部長・副本部長> 4 名

坂本本部長、山井副本部長、三屋副本部長

※委任：住谷副本部長

<常任委員> 8 名

神谷、佐々木、富田、野田、宗像の各常任委員

※委任：工藤、原、望月の各常任委員

<委 員> 47 名

佐藤(北海道)、江渡(青森)、谷藤(岩手)、安中(宮城)、福原(秋田・代理)、村田(山形)、星(福島)、高山(茨城)、青木(栃木)、小林(群馬)、佐藤(埼玉)、久保(千葉)、田村(東京)、佐々木(神奈川)、佐藤(山梨)、大西(長野)、緒方(新潟)、北東(富山)、岡村(石川)、刀根(福井・代理)、森村(静岡)、神野(愛知)、宮崎(三重・代理)、吉田(岐阜)、矢田(滋賀・代理)、岡(京都)、河野(大阪)、河野(兵庫)、平山(奈良)、安川(和歌山)、椿(鳥取)、津田(島根・代理)、井上(岡山)、吉長(広島)、中村(山口・代理)、組橋(徳島)、明比(愛媛)、川田(高知)、田中(福岡)、岡(佐賀)、野田(長崎)、甲斐(熊本・代理)、土江(大分)、原田(宮崎・代理)、武田(鹿児島)、長田(沖縄)の各委員
※委任：藤澤(香川)委員

構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 59 名*のうち出席 59 名(委任/代理出席含む)】により会議成立（「日本スポーツ少年団設置規程」第 15 条）

※常任委員の長尾英宏氏が平成 27 年 3 月 2 日に逝去されたため、委員総数は 59 名となっている。

<事 務 局> 西田事務局長代理、小林部長、菊地課長、他少年団課員 7 名

設置規程第 14 条第 2 項により、坂本本部長を議長として議事に入った。

<議案>

(1) 日本スポーツ少年団次期常任委員の選出について《資料No.1》

次期（平成 27 年度・平成 28 年度）における常任委員のうち、日本スポーツ少年団設置規程第 11 条第 1 項に定める地域区分（ブロック）から選出する委員について、各ブロックの次期常任委員選出県から推薦のあった候補者 9 名を諮り、これを承認。

また、同規程第 11 条第 2 項に定める日本体育協会理事及び学識経験者から選出する委員について、候補者 9 名を諮り、これを承認。

なお、次期常任委員の任期については、来る 6 月 24 日開催の日本体育協会定時評議員会終了の時から、2 年後の 6 月に開催予定の平成 29 年度日本体育協会定時評議員会終了時までとなる旨を確認。

また、次期本部長及び副本部長については、去る 4 月 15 日開催の日本体育協会第 1 回理事会において、坂本本部長、山井副本部長、井上副本部長、三屋副本部長とすることが承認された旨を報告。

(2) 平成 26 年度日本スポーツ少年団事業報告及び決算について《資料No.2》

平成 26 年度の事業報告及び決算について諮り、いずれも承認。事業報告は「平成 26 年度スポーツ少年団育成事業報告書」の提示をもって報告とした。

なお、本件は 6 月開催の日本体育協会理事会及び定時評議員会において、日本体育協会全体の決算として最終承認を得ることを説明。

【決算の主な内容】

〔収入の部〕

・ 登録料収入

予算に対し、団員は 28,693 名減の 721,307 名、指導者は 7,795 名増の 197,795 名となり、合計で 3,151,400 円減の 354,848,600 円となった。

・ 補助金等

「国庫補助金」は、日中団員交流の派遣者数の大幅減により 4,482,975 円の減。「スポーツ振興基金助成金」は、助成先の査定による助成金の減額により 2,766,000 円の減。「スポーツ振興くじ助成金」は、助成先の査定による助成金の減額により 13,641,000 円の減。「文科省委託事業」は、査定による助成金の減額により 706,883 円の減。「スポーツ安全協会助成金」及び「ミズノスポーツ振興財団助成金」は、予算同額。

以上、「補助金等」は全体で、21,596,858 円減の 148,124,142 円となった。

・ 負担金

認定員養成講習会の参加料収入等の増額により 10,234,036 円増の 102,271,836 円となった。

・ 協賛金

スポーツ活動サポート事業における協賛金については、認定員養成講習会での情報提供プログラムのコースの減により減額となったが、その他事業における協賛金が増額となったことから、全体で 1,511,200 円増の 14,903,200 円となった。

・ 雑収入

スポーツ少年団制定物品やマーク使用料等の収入増により、271,988 円増の 1,611,988 円となった。

以上により、収入合計額は、予算額に対し 12,731,034 円減の 621,759,766 円となった。

〔支出の部〕

・ 指導者・リーダー養成・研修事業

認定員養成講習会において 1 コースあたりの開催経費が増額したため、増額となったが、その他の事業で経費の節約執行に努めたことなどにより、全体で 5,312,050 円減の 120,977,950 円となった。

・ 指導者協議会事業

会場費等が減額となったことにより 625,627 円減の 2,323,373 円となった。

・ 少年団顕彰事業

ほぼ予算額どおりの執行となった。

・ 国内交流事業

全国スポーツ少年大会の参加者が定員に満たなかったこと、また、剣道交流大会及びバレーボール交流大会において、経費の節約執行に努めたことなどにより、全体で 8,244,807 円減の 82,592,193 円となった。

・ 国際交流事業

日独同時交流及び日中団員交流の派遣において、日本からの派遣者数が大幅に減となったことなどにより、全体で 10,127,782 円減の 61,291,218 円となった。

- ・ 広報出版事業
出版物の発行経費の減額により、2,425,499 円減の 80,635,501 円となった。
- ・ 研究調査事業
各プロジェクトにおける調査費において、笹川スポーツ財団の協力をいただいたことなどにより、全体で 5,573,619 円減の 3,526,381 円となった。
- ・ スポーツ活動サポートキャンペーン事業
認定員養成講習会における熱中症予防プログラムの実施数減により、1,518,839 円減の 5,109,881 円となった。
- ・ 組織整備強化事業
登録人数が当初見込みより減となったことから、当事業における登録比例配分に係る助成金が減額となり、7,258,581 円減の 128,902,419 円となった。
- ・ 登録認定関係事業／運営諸費
ほぼ予算額どおりの執行となった。

以上により、支出合計額は、予算額に対し 41,386,075 円減の 592,828,645 円となり、今期の収支差額は 28,931,121 円となった。

(3) 平成 28 年度日本スポーツ少年団事業計画及び要望予算の編成について《資料No.3》

平成 28 年度の事業計画について平成 27 年度からの変更点を中心に概要を説明し諮り、これを承認。また、要望予算は、事業計画の承認を得た後に編成するため、事業計画に変更が生じた場合の対応と併せて坂本本部長に一任とすることについて諮り、これを承認。

【事業計画：平成 27 年度からの変更点】

- ・ 指導者養成・研修
「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会(仮称)」については、平成 26 年度に作成した同プログラムの普及を目的として、平成 27 年度から開催するもので、平成 28 年度においても、同様に開催する。なお、平成 27 年度における実施状況等を踏まえ、平成 28 年度における実施内容を適宜見直す。
- ・ 国際交流活動
日独の指導者による交流事業は、隔年で異なる事業として実施しており、平成 28 年度は、「日独青少年指導者セミナー」として文部科学省の委託事業で実施する。
「日中青少年スポーツ交流」は、隔年で派遣と受入を実施しており、平成 28 年度は団員交流および指導者交流とも派遣の年となる。
- ・ 広報出版
平成 26 年度に完成した「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」については、平成 28 年度も作成・配布を計画しているが、内容を改訂する可能性があることから、部数及び頁数ともに未定としている。
- ・ 研究調査
引き続き、専門部会、プロジェクトの開催を通じて、第 9 次育成 5 か年計画の遂行と併せ、第 10 次育成 5 か年計画の検討も行いつつ、様々な課題について協議する。
- ・ スポーツ活動サポートキャンペーン
平成 27 年度中に大塚製薬と実施事業について協議、決定する。

- ・ その他

「登録認定関係事業」では、平成 28 年度から、WEB 登録を全面的に開始する。

<主な意見・要望>

- ・ 田 中 委 員 : 広報出版の「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」について、(福 岡 県) スポーツ少年団の認知度向上にもつながることから、発行部数を増やして、広範囲に配布できないか。
- ・ 富 田 委 員 : 少年団関係者には無料にて配付している。本年度開催する同プログラムの(学 識) 普及講習会の参加者にも配付する予定である。
その他の広範囲に配布する場合、どのくらいの部数が必要か想像できない。WGでも検討して進めたい。また、有料で配付することも検討したい。
- ・ 平 山 委 員 : 全国スポーツ少年大会の人数(432名)の根拠はあるのか。(奈 良 県)
また、各事業について、参加者数の実績を踏まえた計画の見直しをしないのか。計画を実績に近づけることにより、削減された経費を、先ほど提案されたような資料の作成・配付の経費に充当するといった措置ができると思う。
- ・ 事 務 局 : 全国スポーツ少年大会の参加者数については、平成 27 年度までと同様の定員である。
各事業における参加者数については、ご指摘のとおり、定員に達していない事業もあり、予算の編成にあたっては、実際に近い数字で編成するようにしている。今後も、予算の編成にあたっては考慮したい。

<報告事項>

(1) 日本スポーツ少年団次期委員について《資料No.4》

各都道府県スポーツ少年団から選出された、次期(平成 27 年度・平成 28 年度)の委員について資料に基づき報告。

(2) 平成 27 年度日本スポーツ少年団顕彰について《資料No.5》

5 月 29 日開催の平成 27 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会において、日本スポーツ少年団顕彰要綱及び同施行基準に基づき、推薦があった 34 都府県 68 市町村スポーツ少年団及び 46 都道府県 151 名の指導者を表彰することが承認された旨を報告。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については、従来同様、各都道府県本部長に委任し、年度末に一括報告願う形態で取り進めることが承認された旨を併せて報告。

(3) 日独スポーツ少年団国際交流協定書の締結について《資料No.6-1~2》

5 月 29 日開催の平成 27 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会において、日独スポーツ少年団国際交流協定書の平成 28(2016)年から平成 33(2021)年までの締結及び従来の「青少年保護方針」を「青少年保護措置」に改定し、同協定書に盛り込むことが承認された旨を報告。

また、今後、ドイツスポーツユーゲントとの最終調整の段階で、文言の変更等が生じた場合の対応及びパートナー編成表における日本側の構成県とドイツ側のパートナーに変更が生じた場合の対応については、坂本本部長と活動開発部会長に一任することが承認された旨を併せて報告。

なお、来る 7～8 月に行われる第 42 回日独スポーツ少年団同時交流のドイツ団受入時に坂本本部長出席のもと、調印式を行う予定。

【主な変更点】

- ・ 協定の期間を従来の 4 年間から 6 年間とする。
- ・ 日独スポーツ少年団同時交流に参加できる団員の年齢上限を 22 歳から 24 歳に引き上げる。
- ・ 事前準備時の情報交換の経路及び交換する内容を実態に即した内容に修正。
- ・ 「青少年保護措置」において、以下を追記。
 - 本措置の目的及び取扱いについて
 - 個人情報の取扱いに関する記述
 - 緊急時の連絡体制のチャート
 - 酒・タバコの取扱いに関して「両団体は、青少年、特に未成年者の心身に影響を及ぼすとされる、酒・タバコなしの交流を目指す。」旨を記載

<主な意見・要望>

- ・ 田 中 委 員 : 「参加者と編成」において 125 名規模としているが、派遣団の団員数の（福岡県）推移をみると、極端に減っており、本年度の派遣団員は 50 名台となっている。本年度、九州ブロック内の各県から推薦があったのは指導者 1 名、団員 3 名のみであったため、九州だけではグループを編成できず、他の地区の団員を受け入れることとなった。
各県とも努力はしているが、なかなか難しい状況であり、その原因は、経済的な負担が大きいと考えている。ドイツでの研修はもちろん、事前研修に参加するためにも経費が必要であり、この自己負担を軽減しないと、125 名という定員を充たすことは難しいと思う。大学生は派遣期間と大学の試験の時期が重複することも原因として考えられるが、一番は経済的な負担だと思う。
- ・ 事 務 局 : ご指摘のとおり、近年、参加者数が非常に減ってきている。参加団員数を増やすため、派遣期間の短縮や派遣時期の変更、2 度目の参加も認めるようにしているほか、平成 28 年以降は参加団員の年齢の上限を上げることとした。各都道府県からも経済的な負担に関して指摘いただいている。参加負担金を減額することで効果がでるかどうかも含めて専門部会、常任委員会等で対応策を検討したい。
- ・ 田 中 委 員 : 福岡県においても、参加者の負担軽減策として、経費の補助をしている。（福岡県）若い時期にドイツで色々な経験を積むことは重要であり、より多くのリーダーに行ってもらいたいと考えており、対応策を検討いただきたい。

(4) スポーツ少年団登録者処分基準の策定（中間報告）について《資料No.7》

平成 27 年 4 月に実施した基準案に対する意見聴取のとりまとめ結果を報告。

最終的な修正を加えた上で、当初の予定どおり、平成 27 年度中に策定する旨を確認。

<主な意見・要望>

- ・ 武 田 委 員 : 意見聴取の際にも指摘しているが、本基準は少年団登録者であり、その（鹿児島県）対象の多くは未成年者である。特に、児童に関しては様々な条約や法律があることから、未成年者に対するきめ細やかな配慮が必要ではないか。

以上の報告事項について、いずれも了承。

<その他>

- ・ 武 田 委 員 : 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会の開催希望調査について、調査依頼から回答まで期間が短かった。調査依頼を受けて回答するまで、各県においても煩雑な作業が必要であることから、もう少し配慮いただきたい。
- ・ 刀 根 委 員 : 全国競技別交流大会の開催基準要項において、主催に各競技団体が入っているが、あくまで主催は日本スポーツ少年団のみとすべきではないか。
- ・ 事 務 局 : 大会期間中の競技運営に関しては、各競技団体の協力が不可欠であるため、主催に加えている。
- ・ 吉 長 委 員 : 本年 3 月の全国競技別交流大会において優勝旗を 2 本いただいた。勝利至上主義になるのもやむを得ないと感じるくらい、立派な優勝旗であった。優勝旗をなくしてはどうか。
平成 26 年度の決算において、2, 800 万円を残している。その分を、先ほど意見が出された日独同時交流の参加経費を軽減するための経費に充当することも視野に入れてはどうか。また、組織整備強化費の単価が下げられているが、元に戻してはどうか。
- ・ 本 部 長 : 検討したい。

各委員へ配付した平成 26 年度に作成した以下調査報告書を確認。

- 中・高校生の活動継続等調査報告書
- 育成母集団の活動実態調査報告書
- 単位スポーツ少年団における障がいのある子どもの参加実態調査報告書

現役員の任期において最後の会議となるため、今回の委員総会に欠席され、今期で副本部長を退任される住谷副本部長からの書簡を事務局にて代読。

15 時 30 分閉会。